

## 同一世帯内に複数の障害児がいる場合の上限額管理について

標記について、適切な上限額管理が行われていないため、利用者世帯が高額障害福祉サービス等給付費支給の手続きを別途申請しなければならない、大きな負担となっているケースがあります。

高額障害福祉サービス等給付費制度は本来、根拠法律が異なるサービスを利用されている場合の負担軽減策です。根拠法律が1つのサービスしか利用していない世帯については、以下のとおり適切な上限額管理業務を実施していただきますようご協力ください。

### 1【複数児童の上限額管理】

同一世帯内に複数の障害児がいる場合には、障害児にかかる負担上限月額をそれぞれ負担するのではなく、世帯でその利用者負担上限月額を超えないよう上限額管理を行います。

(例) 次のような3人の障害児がいる世帯の場合

受給者証番号	支給決定者	障害児	負担上限月額
0000000100	長崎 太郎	長崎 一郎	4,600 円
0000000101		長崎 次郎	
0000000102		長崎 三郎	

3人の障害児にかかる利用者負担額の合計の上限が4,600円となるように上限額管理を行います。

同一世帯で複数児童がそれぞれ違う事業所を利用している場合、兄弟の把握は保護者にご確認ください。

### 2【上限額管理加算の算定について】

複数の事業所間で上限管理を行った場合に算定可能となります。

1つの事業所内で複数児童間の上限管理調整を行った場合には、加算の算定はできません。

また、複数児童の上限額管理において当該加算を算定することができるのは、世帯で1人分のみとなります。

《根拠法律が異なるサービスは上限管理による調整はできません。》

上限額管理は法律ごとに行うため、障害児であって障害者総合支援法によるサービス(居宅介護、短期入所等)と児童福祉法によるサービス(児童発達支援、放課後等デイサービス等)とを併給している場合には別々に上限額管理を行う必要があります。

この場合、合計負担額が上限額を超える場合には、保護者が高額障害福祉サービス等給付費支給申請を行うことで、上限額を超えて支払った分を償還給付することができます。